

グローバル化時代のわが国の米政策^{コメ*}

自由貿易協定（FTA）時代の農業政策

立花伸一/金子祐加/江崎可奈子/薛惠允/中之内聡/趙正來/佐藤恵介

■ 要旨

2006年7月24日、貿易自由化のルール作りを目指すWTO（世界貿易機関）のドーハ・ラウンド（新多角的貿易交渉）は凍結された。農業分野での貿易自由化ルールの大枠合意を目指したが、WTO加盟国の主要国各国の対立は解消されず、意見が収斂されなかったことが、交渉凍結の直接の契機である。交渉再開に向けて、わが国を含む主要国が農業分野でどれだけの思い切った譲歩を行えるかが問われている。

農業交渉では、輸出国・輸入国それぞれの立場、先進国・途上国それぞれの立場、各国の農業制度、政治的なしがらみ、そして農業に対するそれぞれの国の思いといった様々な複雑な問題が交錯している。こうした問題を短期的に一挙にまとめて解決することは不可能である。

本稿は、この現状を踏まえ、今後日本が農業分野、その中でもコメ分野において進むべき道について考察を行ったものである。日本、韓国、カナダの農業事情や農業政策を概観すると、農業が厳しい状況におかれている中で、各国とも農業に関しては特に保護主義的な政策をとっていることが明らかとなった。ただし、そのような農業保護の背後には様々な要因が入り組んでおり、保護の撤廃は一筋縄でいくものではない。さりとて、GATT/WTO交渉の流れの中で、貿易自由化のための農業保護削減が叫ばれている以上、ある程度の保護の度合いを緩和することは避けられない。今後は、わが国も、国産米が輸入米に対して品質や味覚の面で、相対的優位性を有するようしむけていく必要がある。そのためには、農業部門の自発的な技術開発などの取り組みのみならず、政策的な支援や補助にも力を入れることが有効であろう。そこで、衣食住の衣をつかさどる繊維（アパレル）産業について、厳しい国際競争の波に押されて弱体化していったわが国の繊維産業の中でも、競合輸入品との競争を生き抜き、独自のビジネスを確立しているユニクロなどの戦略についての分析を試みた。その結果、競争を通じて新たなノウハウを蓄積して、高収益・高成長に繋げていることがわかった。とくに、アパレル産業の場合は、顧客ニーズを多面的に分析し、その結果を商品設計に綿密に反映させている。更には、アパレル企業が新たなビジネスを展開するための公的な育成・支援も行われていることが多い。

本稿では、紙幅の都合で詳細な検証はできなかったが、このようなアパレル産業のケースの成果を農業分野にも応用させていくことが可能であるかどうかについて、今後、検討する意義は大いにあろうことが示唆された。農業分野へのある程度の競争が導入され、それを政府が積極的に支援していくことは、長期的な取り組みとはなるであろうが、農業全体が活気付き、農業交渉の一步前進へとつながっていく契機となることが期待される。

キーワード：農業政策、米政策、GATT/WTO、農業交渉、相対的優位性

* 本稿の作成にあたっては、平田経営学部助教授から有益なコメントを頂いた。記して感謝したい。

グローバル化時代のわが国の米政策

目 次

	ページ
目 次	
はじめに	1
1 日本のコメ保護	2
1.1 ウルグアイ・ラウンド農業合意	2
1.2 コメ市場開放	3
1.3 コメ関税化 - ミニマムアクセス -	5
2 諸外国にみる農業政策	8
2.1 韓国のコメ	8
2.2 カナダの酪農	9
3 他産業にみる輸入競合品との競争戦略	11
3.1 わが国の繊維産業（アパレル産業）の戦略	11
4 むすびにかえて	15
参考文献	16

はじめに

2006年7月24日、貿易自由化のルール作りを目指すWTO（世界貿易機関）のドーハ・ラウンド交渉（新多角的貿易交渉）は凍結された。交渉凍結の直接の契機となったのは、農業と鉱工業品の貿易自由化ルールの大枠合意を目指したが、WTO加盟国の主要国各国の対立は解消されず、意見が収斂されなかったことである。WTO交渉を巡る主要国の対立の構図は、以下のとおりである（図表1参照）。

ドーハ・ラウンド交渉では、過去に積み残された難問に取り組んでいることや、途上国の台頭が利害調整を複雑にしていることもあり、これまでの交渉に比べて合意のハードルは高くなっていることは事実である。しかし、交渉再開に向けて直接問われていることは、わが国を含む主要国が、農業分野でどれだけの思い切った譲歩を行えるかどうかであることは、明らかである。

現在の日本のコメの関税率は490%と著しく高率である。しかし、こうしたコメ等の特定の品目を除いた農産物の平均関税率は12%と必ずしも高いものではない。この水準は、アメリカ6%、カナダ5%よりは高いものの、EU20%、タイ35%等に比べてかなり低いものである。日本ではコメ等の特定の品目に関税を前提とした保護を行っていることによって、農業の一大保護国であるというイメージが内外に定着しているのである。

本稿では、日本のコメ保護、諸外国における特定の品目に対する保護を検討し、農業保護の必要性について考える。また、仮にコメの関税引き下げ等により、輸入米との競争が起きた場合の取るべき道として、諸外国との厳しい競争にさらされつつ新しいビジネスモデルを構築しているわが国の繊維産業の競争戦略の事例を例にとり、わが国のコメ政策へのインプリケーションを探っていくこととする。

本稿の構成は以下の通りである。第一章において、農業交渉で問題とされる日本のコメにみる農業保護政策を取り上げ、実態を把握する。第二章では、諸外国でも農業保護政策が行われているケースとして、韓国のコメ・カナダの酪農を取り上げ、そこから農業保護の必要性について検討する。また、第三章では、農業分野に、ある程度の競争が導入された場合を想定し、かつては日本の主要産業であったが、輸入自由化・輸入拡大の波に押され、弱体化していった日本の繊維産業の輸入品との競争で生き残るための戦略を参考にする。第四章では、総括として、日本が農業分野において、今後進むべき道について考えていく。

図表1 WTOドーハ・ラウンド交渉を巡る主要国の対立の構図

国・地域	対外的要求	諸外国からの要求	諸外国からの要求に応じられない理由
日本	・アメリカの農業補助金の削減 ・途上国の鉱工業品分野での市場開放	・農業分野での市場開放	・コメ等農業保護するためのセンシティブ品目（高関税品目）が多い
EU	・アメリカの農業補助金の削減 ・途上国の鉱工業品分野での市場開放	・農業分野での市場開放	・2013年までの輸出補助金撤廃で譲歩済み
アメリカ	・EUと日本の農業分野での市場開放 ・途上国の市場開放	・農業補助金の削減	・中間選挙を控え、削減に反対の議会や農業団体に配慮
ブラジル インド	・アメリカの農業補助金の削減 ・EUと日本の農業分野での市場開放	・鉱工業品分野での市場開放	・途上国グループのリーダーとして国内産業育成の立場

（注）読売新聞経済面（2006年7月18日）及び外務省webを参考にして作成。

1 ウルグアイ・ラウンド農業合意

WTO ドーハ・ラウンドが凍結した原因といわれている農業交渉、そしてまた、日本のコメ市場開放から関税化措置の導入は WTO の前身である GATT のウルグアイ・ラウンド農業合意が基になっている。そこで、まずは、この農業合意の経緯についてふれていくこととしたい。

1.1 GATT

1930 年代の世界大恐慌時の主要国のブロック経済化により、世界貿易は急速に縮小し、世界的不況をさらに悪化させてしまった。この反省から、国際通商交渉の場と貿易に関する国際的ルールの一貫性のため、1948 年、GATT (General Agreement on Tariffs and Trade) が設立された。

GATT の基本原則と特例措置

GATT の基本原則は、最恵国待遇、内国民待遇、数量制限の一般的禁止、相互互惠主義である。最恵国待遇とは、特定国に与えた最も有利な条件が自動的に第三国に適用されるというものであり、内国民待遇とは、輸入品は国内の色々な規制について、国内で生産される同種の製品と全く同じ待遇を受けるといものである。そして、数量制限の一般的禁止とは、ある数量を設定してそれ以上は輸入しないという数量制限を禁止し、国境調整は関税で行うというものであり、相互互惠主義とは、各国の一方だけが得をし、損をするのではなく、両国が同じように得をするといものである。

しかし、GATT には「農産物に関する特例措置」が存在する。具体的には、国内産品の生産制限を効果的に行う場合に認めるとい数量制限、世界貿易の「衡平なシェア」以上を取得する場合を除いて、一次産品についてはこれを認めるとい輸出補助金、総会で 3 分の 2 以上の賛成があれば、加盟国に課せられる義務を免除することができるというウェーバーなどといったものが存在した。

ウルグアイ・ラウンド農業合意

GATT の枠組みの中では合計 8 回のラウンドが開かれた。そのなかで最大の成果をあげたのがウルグアイ・ラウンドである。上記のような例外措置の存在する農業にも GATT 原則を適用することとなり、その枠組みがこのウルグアイ・ラウンドで作られた。そして、ウルグアイ・ラウンド農業合意は市場アクセス、輸出補助金、国内助成の 3 つのカテゴリーに分類され、各分野に関して合意に基づき具体的かつ拘束力のある約束をし、1995 年から 2000 年までの 6 年間でそれを実施することになったのである（合意内容の詳細をまとめてあるのが、図表 2 である）。

市場アクセス

原則として、すべての非関税障壁を関税に置き換える、包括的関税化に関する合意を指す。基準年 (1986 ~ 88 年) の内外価格差を、そのまま関税に置き直すとした。そして、関税率の削減は、全品目の単純平均で 36% 削減、1 品目毎最低 15% 削減するとされた。また、関税化については特例措置が設けられ、一定の条件を満たせば、ウルグアイ・ラウンド農業合意期間中、一定の代償を支払うという条件のもとで、関税化の適用が猶予されることとなった。

輸出補助金

輸出補助金の財政支出をウルグアイ・ラウンド農業合意期間中に 1986 ~ 90 年平均の 36% 削減、また輸出補助金付き輸出数量を 21% 削減するという合意を指す。

国内助成

基本的に貿易・生産に影響を及ぼさない措置（緑の政策）、生産制限を伴う直接支払いで一定の

図表2 ウルグアイ・ラウンド農業合意のポイント

市場 アクセス	・ 全ての非関税輸入障壁の関税化及び関税化品目を含むすべての関税の譲許。
	・ 初年度(1995年)から6年間で関税を平均36%、品目毎で最低15%削減。(開発途上国は10年間で平均24%、品目毎で最低5%削減。)
	・ 関税化品目について一定の輸入数量の増大、輸入価格の低下があった場合、代償なしで関税の一定率の引き上げが可能(特別セーフガード)。
	・ 関税化品目で輸入実績の少ない品目は初年度に消費量の3%、6年目(途上国は10年目)に5%の最小アクセス機会を設定(ミニマムアクセス)。ゼロまたは低率の関税割当となる。
	・ 他の関税化品目は現行アクセス機会(1986~88年平均輸入量実績)を維持(カレントアクセス)
	・ 一定の条件を満たす品目については6年間(途上国は10年間)関税化を行わない特例措置の適用が可能(関税化猶予)。
	・ 特例措置適用品目の最小アクセス機会は初年度で消費量の4%、6年目で8%に設定。(途上国は初年度で1%、2年目で2%、10年目で4%に設定)。
輸出 補助金	・ 輸出補助金の財政支出額を初年度(1995年)から6年間で1986~90年平均水準の36%削減。(開発途上国は10年間で24%削減)
	・ 輸出補助金付き輸出数量を6年間で1986~90年平均水準の21%削減。(途上国は10年間で14%削減)。
	・ 他の産品への新たな輸出補助金を導入しないこと。
国内 助成	・ 農業生産者に対する国内助成措置のうち、削減対象から除外される措置を除き、全ての措置について所定の算定方法による助成合計額(AMS)を初年度(1995年)から6年間で1986~88年平均水準の20%削減。(開発途上国は10年間で14%削減)
	・ 次の措置は削減対象から除外: 研究・普及・訓練・検査・農業農村基盤整備・市場整備などの一般的役務、食料安全保障目的の備蓄、国内食糧援助、生産に関連しない(デカップリング)所得支持、所得の大幅減少への補償、自然災害による損失補償、リタイア・農地転用・投資に対する構造調整援助、環境保護、地域対策援助。
	・ 開発途上国はさらに次の措置も削減対象から除外: 農業農村開発援助、投資・生産資材補助金、転作補助金。
	・ 産品に特定な政策で助成額が当該農産物生産額の5%以下の場合と、産品を特定しない政策で助成額が総農業生産額の5%以下の場合、これらはAMSの算定から除外可能(デミニミス)。(途上国はいずれも10%以下の場合)。
	・ 生産制限計画の下での直接支払いであり、次のいずれかに該当する場合はAMSの削減対象とはならない(青の政策): 固定された面積及び収量に基づく支払い、基準となる生産基準の85%以下の生産について行われる支払い、固定された家畜頭数について行われる支払い。

(注) 渡邊頼純(2003)などを基に作成。太字は、特に重要なポイントである。

条件を満たす措置(青の政策)を除き、他のすべての措置(黄の政策)について所定の算定方法による助成合計額(AMS)を2000年までに基準年(1986~88年)の20%を削減しようとする合意である。

1.2 コメ市場開放

「一粒たりとも米は輸入しない」という姿勢の当時のわが国も、ウルグアイ・ラウンドにより、コメ市場開放を行わざるを得なくなった。そして、この市場開放への交渉過程には常にアメリカ政府の存在があった。以下では、コメ市場開放までの日米コメ交渉を、レーガン・ブッシュ大統領時代、クリントン大統領時代に分けてみていくことにする。

共和党レーガン、(大)ブッシュ大統領時代の日米コメ交渉

はじめに、時代を追ってレーガン・ブッシュ大統領時代の日米コメ交渉の推移を概観していく。

まず1986年9月、ウルグアイ・ラウンドと同時期、日本のコメ市場開放を求めて全米精米業者

協会 RMA (Rice Millers Association) が米通商法 301 条に基づき米通商代表部 USTR に提訴する。USTR はこの提訴を却下するとともに、この問題をウルグアイ・ラウンドの交渉テーマとすることが適当であるとした。

つぎに 1990 年 8 月、わが国政府は、「基礎的食料についての提案」を行う。基礎的食料については、一定の輸入制限を認めるべきだという提案である。基礎的食料とは、国民の主な栄養源とされており、とくにカロリー制限が高いもの、国内生産が優先的に行われているもので、そのために必要な措置が講ぜられているもの、と定義した。そして輸入制限をする場合には、維持すべき国内生産の水準を明記すること、必要な輸入制限をするについては、国権の最高機関の支持の表明があること、という要件が必要であると明記した。この案にはコメという字は見当たらないものの、明らかにコメを指した案であった。

このようななかで、翌年 12 月、GATT のドンケル事務局長が妥協案(ドンケル案)を提示する。ドンケル案の中には、国別約束表の提出が求められている。日本政府が提出した国別約束表の骨子は、基礎的食料であるコメ等は、関税化の例外にしたいということで関税相当量 (TE) の記載も、1993 ~ 1999 年の関税削減の記載もしていない。ラウンドが始まった 1989 年 9 月以降、自由化した品目 (牛肉、オレンジ等) については関税相当量を提示している。この案に対し、日本政府は関税化そのものには同調しているが、基礎的食料であるコメについてはあくまで例外を主張し、輸入数量制限の維持を認めるべきだとしている。他方、レーガン・ブッシュ政権は「例外なき関税化」の原則にこだわり、日本にコメの関税化を執拗に要求し続けた。日本政府はこれを受け入れることはなく、日米コメ交渉は暗礁に乗り上げたのであった。

民主党クリントン大統領の日米コメ交渉

次に、政権が民主党のクリントン大統領時代となった時期の日米コメ交渉を見ていこう。この時期に、日米コメ交渉は大きな転換期を迎えている。

1993 年 6 月、日米コメ交渉が水面下で行われ、10 月には、「即時に関税化するかどうかは別にして、ミニマムアクセスを受け入れて、市場開放に踏み切る」というコンセプトで基本的合意がなされた。そして、1993 年 8 月には冷夏の影響でコメ不足が発生し、9 月には日本政府はコメ不足に対応するため、コメの緊急輸入を正式に決定する。このことが市場開放の気運を一気に高めることとなった。

同年 12 月 9 日になると、ドゥニ GATT 市場アクセス議長が調停案を提示する。提示されたドゥニ調停案に日本は「非貿易的関心事項の要素を考慮に入れる」という条項を含むよう求めた。コメの特別扱いが 7 年目以降も継続する場合の交渉のあり方を規定した条項であり、食料安保論や環境問題の観点からコメの特別扱いの継続を主張する日本側の論拠となっていた。そして、14 日には、日本は調停案の受け入れを決め、ウルグアイ・ラウンド農業合意は妥結するに至った。

クリントン政権では、これまでの例外なき関税化の原則だけを追求する強硬路線から、コメ問題でも柔軟に対処しようとする姿勢をとり、なんと少しでもコメの関税化を避けたかった日本にミニマムアクセスでのコメの受け入れを決意させることとなったのである。

なお、ここで 1993 年コメ不足時のコメの緊急輸入について補足をしておこう。コメの緊急輸入がコメ市場開放の気運を高めることとなったと述べたが、それは、この緊急輸入が、アメリカにとって、日本が展開してきた食料安全保障政策を逆手にとるよい機会となったからである。日本が展開してきた食料安全保障政策は、簡単にいえば、「安定的な食料供給確保」を目標としているものであり、過度な食料輸入への依存は好ましくなく、国内生産の維持・増加を政策の基本にするというものである。輸入相手国との関係悪化等による輸入ストップを危険性として考えているのである。

しかし、1993 年のコメ不足は、わが国が不測時に備えての十分な供給確保措置を取っていないことを顕現化させた。当時のアメリカ農務長官は、記者会見等で「地震もある。台風もある。そして不作の年もある。食糧安保を主張するなら市場開放しかありません。」と繰り返し主張している。自国供給のみに食料供給を頼ると、国内で天候不順が起こったときなどのような不測の事態が発生した場合、食料供給が危機に瀕してしまう。すなわち、米不足問題の結果、輸入による世

界中からの分散した食糧供給チャンネルを確保することが安定的な食料供給に資するということが認識されることになった。

1.3 コメ関税化 - ミニмумアクセス -

コメに対して、当初のわが国は、特例措置で関税化猶予を選択し、それと引き換えにより大きな輸入義務（ミニмумアクセス）を受け入れた。本節では関税化措置の内容とミニмумアクセスについてみていくことにする。

コメ関税化へ

関税化が猶予されたコメは、その代償として、ミニмумアクセス量の増加を行わなければならない。関税化された場合のミニмумアクセスが初年度の消費量の3%、最終年度が5%（毎年0.4%ずつの拡大）であるのに対し、関税化が猶予されると、初年度4%、最終年度8%（毎年0.8%ずつの拡大）に増加されるのである。

やや些細な話となるが、この特例措置は実施期間のどの年次でも、適用をやめることが可能である。その場合、その時点ですでに実施されているミニмумアクセス機会を維持するとともに、これを実施期間の残りの期間において、毎年基準期間の国内消費量0.4%ずつ拡大することになる。

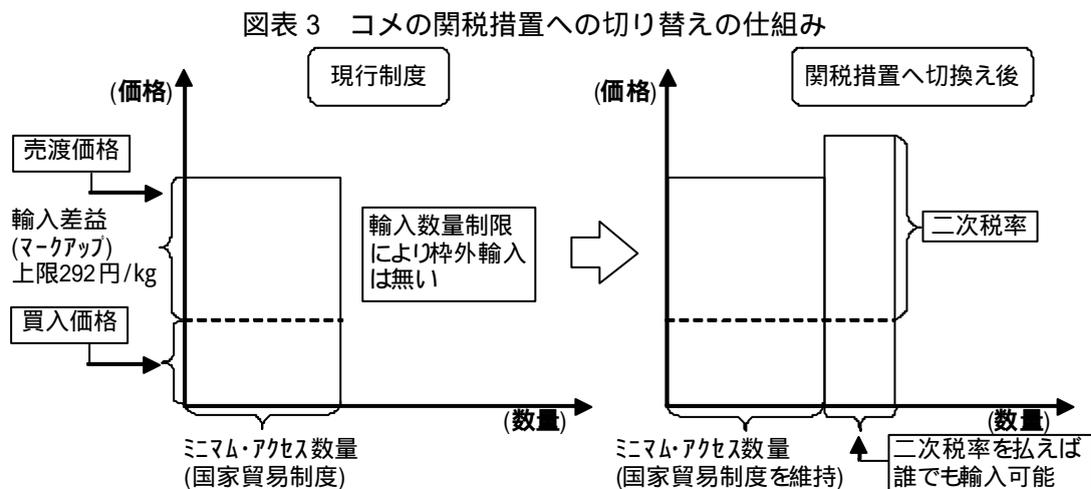
実際には、WTO協定実施開始後4年間（1995～1998年）は、わが国は、ミニмумアクセス初年度4%、毎年0.8%ずつの拡大という条件のもとでコメの輸入を行っていたが、1999年4月から関税化措置へ切り替えることとした。

関税化措置への切り替えの理由

わが国が、コメの関税措置へ踏み切った背景を探ると、以下の4点に整理できる（図表3参照）。

関税化への特別措置の継続に比べてミニмумアクセス数量の増加量を半減できる（関税措置への切り替えを行うことにより増加量が0.8%→0.4%に半減）こと。

WTO農業協定においては、2001年以降も特別措置を継続する場合には、「追加的かつ受け入れ可能な譲許」の提供が必要とされており、2001年以降も特別措置を継続しようとするれば、ミニмумアクセス数量の一層の増大が避けられないこと。



（注）食糧制度研究会（1999）を基に作成。

関税措置への切換えは、関税化という農業協定の基本原則にかなうものであることから、関係国と協議を行うことなく適切な二次税率を設定できること。

極めて少数の国（日本、韓国、フィリピン、イスラエル）にしか適用されていない関税化の措置にこだわれば、次期交渉において連携を図るべき関係諸国の理解も得られなくなりうる。

また、関税の課税方式には、価格低下時や低価格品に対して安定的に国境措置として機能する「従量税」と、価格低下時や低価格品に対して課税額が縮小し国境措置としての効果が不十分である「従価税」があり、輸入国が選択することが可能である。ちなみに、わが国の場合は「従量税」を選択した^{1,2}。

コメの関税化にあたって、関税相当量は次のように算定された。まず、1986～88年のデータに基づく国際価格と国内価格の差を関税相当量として設定する³。算出された基準年の関税相当量（402円/kg）を基礎に、実施期間を通じて最低15%の引き下げが毎年均等に行われていたならば、適用されていたと考えられる水準にコメの二次関税が設定された。その結果、平成11年度で351.17円/kg、平成12年度以降341円/kgとされた。

この関税化により、コメの輸入義務は玄米ベースで1999年が72.4万トン、2000年で76.7万トンに抑制され、関税化猶予を続けた場合より、それぞれ4.3万トンおよび8.5万トン減少することとなった（図表4参照）⁴。なお、枠外税率を支払って輸入されたコメは、平成14年度では202トン程である⁵。枠外税率を支払ってまで、輸入を行うインセンティブは、少ないものであることがうかがわれる。

ミニマムアクセス米

コメのミニマムアクセス分の輸入方式は、一般輸入とSBS輸入とに大別される⁶。このうち一般輸入方式は食糧庁が国家貿易で行い、1kg当たり最高292円をマークアップとして徴収している（コメのマークアップは削減対象ではなかった）⁷。一般輸入米の主な用途は、加工、援助および備蓄用であり、主食用の国内流通からは隔離されている。もう一つの方式であるSBS方式（Simultaneous Buying and Selling Tender System）は、民間の輸入業者と卸売業者が、連名で一枚の入札用紙に、輸入価格と買入れ価格を書き込み、その差の大きい方から売られていく、という方式である。売買差額の基準値は政府によって提示され、その基準値を上回らなければ輸入は許可されない。SBS方式は、国内実需に基づく商業ベースのコメ輸入方式であり、輸入米がどのように国内市場で評価されるかが分かる。主な用途は、外食産業向けとなっている。

コメ関税化のインパクトに関する評価

コメの関税化に伴う輸入がはじまってから5年以上が経過する現在、まだ、断定的な評価をするのは早計ではあるものの、わが国のコメ生産者が、輸入米の増加が日本のコメ市場に与えるインパクトはまだ限定的なようである。しかし、例えば、輸入米が日本人の嗜好にあわせた品種

¹ 「内外価格差を額（1kg当たり円）として固定し、その額を輸入価格に上乘せする方式が従量税であり、内外価格差を、国際価格を基準として率（%）におきかえ、輸入価格にその率をかけて関税額とするのが従価税である。

² 従量税と従価税の場合、それぞれどのような計算となるかを簡単な例を使って紹介しよう。仮に農産物Aの基準年の国際卸売価格がトン当たり60万円、同国際価格が同8万円としよう。このとき従量税はトン当たり52万円、従価税は650%（ $52 \div 8$ ）となる。国際価格が基準年の半分（4万円）に下がったとすると、従価税は26万円（ 6.5×4 ）、その場合の国内卸売価格は30万円となり、当初の60万円の半分となる。これに対し、従量税の場合には、従量税の額はそのままであるから、国内卸売価格は56万円となる。当初の60万円からわずかに下がるにすぎない。

³ 国際価格は、原則として実際の輸入価格（保険料および運賃込みの価格）、国内価格は原則として代表的な卸売価格を使用する。

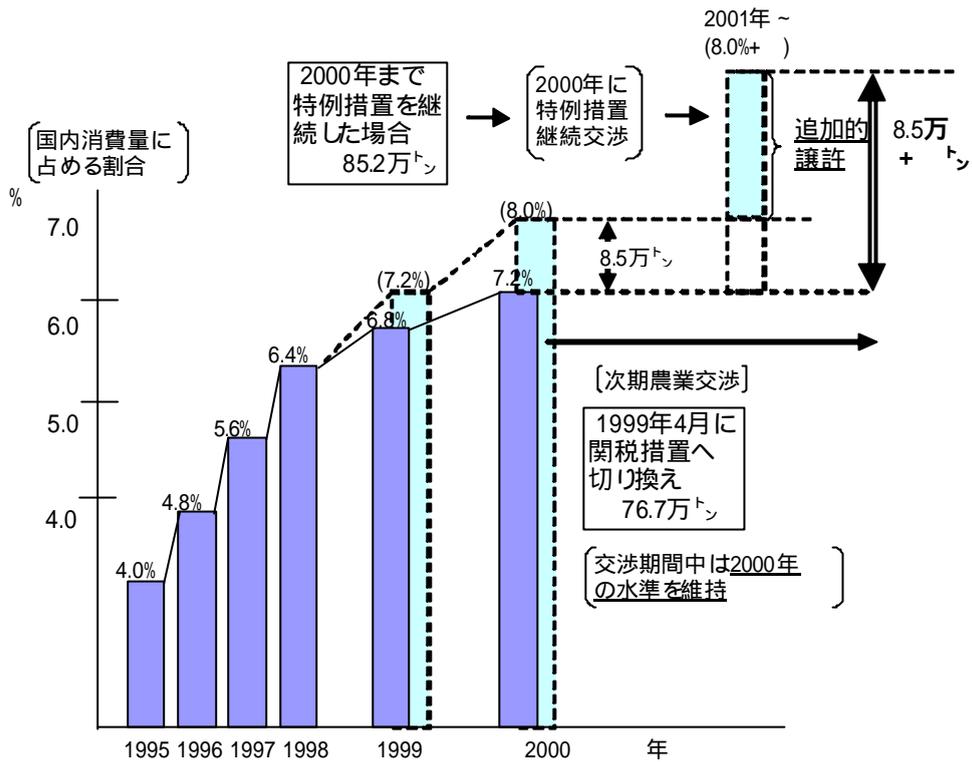
⁴ 次の農業交渉が妥結されるまで、ミニマムアクセス数量76.7万トン、二次税率341円/kgが継続される。

⁵ 農林水産省（2006）による。

⁶ ミニマムアクセス米の主要な輸入先は、アメリカ、オーストラリア、タイ、そして中国である。

⁷ マークアップとは、政府買入価格と政府売渡価格の差。輸入価格のまま国内市場において売り渡すと国内産コメ販売への影響が大きいため、政府により販売価格に一定額を上乘せして市場へと放出されている。このマークアップが実質、関税の役割を果たしている。

図表4 ミニмумアクセス料の数量比較



(注) 食糧制度研究会 (1999) を基に作成。

改良がなされたならば、枠外税率を支払ってまで輸入を行う経済的合理性が生まれる可能性も否定できない。そして、いうまでもなくいつまでも保護貿易的な政策を採り続けることができる保証はなく、今後に向けて官民をあげた対応が必要となってきたことは、推してはかるべしであろう。では、今後に向けてどのようなビジョンを持てばよいのだろうか？それを考えていくためには、ヒントとなるような事例の研究が有効であろう。次章以降では、そのような問題意識で新たな切り口から、分析を進めていく。

2 諸外国にみる農業政策

ここまでは、わが国のコメ市場の開放とその関税化の歴史を鳥瞰してきた。実は、このような特定の産品、それもとくに食料品における保護政策と対外的な市場開放圧力の狭間で難しい選択を迫られている国は、わが国ばかりではない。たとえば、わが国と同じくコメが主食である韓国でもコメに対して保護政策をとっているし、輸出国といわれるカナダでさえ、酪農に対して保護政策を行っているのである。そこで、諸外国における農業保護政策の実情を、韓国のコメとカナダの酪農を事例として取り上げながら検証し、諸外国が保護政策と市場開放圧力のなかでどのような農業政策を執ってきたのかを整理する。

2.1 韓国のコメ

韓国の主食はわが国と同じくコメであり、韓国の人々にとってもコメには特別な思い入れが存在しているといつてよい。また、韓国はウルグアイ・ラウンド農業合意ではわが国を含め4か国にしか適用されていない関税化猶予の措置を適用した。以下では、韓国における米作事情ならびにコメ政策についてみていこう⁸。

韓国の農業

現在の韓国農業は多くの問題を抱えている。韓国において工業化が始まる前の1970年、総人口の55.1%が農家人口、総戸数の51.7%が農家であった。しかし、2002年には農家人口7.5%、農家戸数8.5%という1970年に比べ大幅に減少した数値を記録しているのである。韓国内で起きた工業化は、農村と農家に致命的な影響を与え、若年層の流出と超高齢化をもたらしたのである。

また、1997～1998年のアジア通貨危機の時期には実質農家所得は一挙に2割も落ちることとなり、その後も下落しつづけている。そして90年代後半には、ウルグアイ・ラウンドの妥結、OECDの加盟によって韓国は農業の国際化を目指し、市場の開放と農業補助金の削減推進することになった。このため農産物価格は抑制されることとなったのである。このように、通貨危機の打撃と国際化に対応した農産物価格の抑制が、農業経営を困難にしているのである⁹。

韓国のコメ

韓国の農業生産構造はコメ中心である。耕種作物全体の割合の中では、ほぼ過半数を占めている。コメの栽培面積は1990年以来15%減少しているが、韓国の農業生産構造がコメ中心であることに変化はない。

まず、ウルグアイ・ラウンド交渉についてみていくと、日本がミニマムアクセス4～8%、最低6年間の関税化猶予で合意をしたのを受けて、韓国政府もアメリカとの交渉を本格化させた。このとき韓国側が目をつけたのは「途上国条項」であった。農業に限らず、市場開放や貿易自由化は経済に大きな影響を与えるため、ウルグアイ・ラウンドでは開発途上国への配慮が多く盛り込まれていた。開発途上国の地位を認定されることとなれば、この条項を使い、農業合意で定められた各縮減率やその履行期間が、比較的優遇されることとなるのである。結局、韓国は開発途上国の地位を認定されることとなり、コメの関税化を避け、日本と同じくミニマムアクセス米制度を導入した。その後、1995年には国内消費の1%の輸入が義務づけられ、最終年度の4%まで順次輸入量を増やしていくことで、2004年までの関税化猶予期間(10年間)を獲得した¹⁰。

10年間の関税化猶予期間が経ち、WTO農業協定にしたがって2004年にコメ交渉の参加意思を表した9カ国と交渉し、同年12月にWTOに関税化猶予延長についての履行計画書修正案を提出

⁸ 韓国のコメに関する統計データは、すべて『1990 農業総調査』、『2000 農業総調査報告書』、韓国農林部『農林業主要統計1990～2004』より引用。

⁹ もっとも90年代に入って、韓国の農家産業は農業の国際化に対応して政策的にも規模拡大を支援し、農村人口の流出による農業労働力の不足に対応して機械化が早いスピードで普及が進んでいるといったプラスの面もある。

¹⁰ 興味深いことに、韓国でも輸入米は主食用途ではなく、おもに全量米菓子と酒精用などの加工用途に使われた。

した。この交渉で韓国は、国際米価格、為替レートなどの不確実な要因が多いこと、そしてコメ関税化猶予を延長することによって国内米産業の体質を強化できる十分な時間が確保できることを理由に、更に 10 年間のコメの関税化猶予を延長したのであった。ミニマムアクセス量は、2005 年、国内消費量の 4.4% から始めて、毎年均等のペースで増やし 2014 年には 7.96% に拡大することとなった。

このように、韓国も日本と同様の課題を抱え抱えている。そして、コメを保護するという基本姿勢を維持しつつ、徐々にではあるが、GATT/WTO のフレームワークの中で、諸外国からの市場開放の要求を受け入れているのである。

2.2 カナダの酪農

カナダにとって生乳は多くの重要な栄養素が含まれた一種の完全食品であり、最も基礎的で重要な食料の一つである。近年のカナダにおける国民 1 人当たりの生乳の年間消費量は約 85 リットルの水準であり、これは、日本人の国民 1 人当たりの年間消費量 39 リットルに比べて倍以上の消費量である。実は、カナダにもわが国のコメと同様、保護を行っている産品が存在し、それが酪農なのである。そこで、今度はカナダの酪農事情ならびにその保護政策について概観していくこととしよう¹¹。

カナダの農業

世界第 2 位の広さを誇るカナダの農家戸数は約 30 万戸、1 戸当たりの平均農用地面積は約 250ha でわが国の約 150 倍になっている。カナダは世界有数の農産品生産国であり、食品加工用原料の供給も常に豊富で安定している。またカナダ産食品は、その安全性、信頼性と品質を確保するために、厳しい検査・衛生管理体制のもとに生産されている¹²。

カナダの国内総生産の 35～40% は貿易によるもので、これはアメリカの 2 倍に相当する。このような貿易国であるカナダにとって、その長い歴史の中で、貿易産業の中でも、一際重要な役割を果たしているのが農業・農産食品産業である¹³。

カナダの酪農

カナダは高級チーズ、乳酸飲料などの価値の高い酪農製品を、アメリカをはじめとした先進国や新興市場に販売している。さらにバター、粉ミルクなどの保存しやすい製品を開発途上国に輸出している。2002 年度の輸出総額は約 3 億 6810 万ドルであった。また、カナダは酪農製品の輸入国でもあり、2002 年度の輸入額は 5 億 4050 万ドルである。主な酪農輸入製品はチーズであり、輸入先は EU が中心で、次がアメリカ、そしてニュージーランドである。

酪農産業は生産と加工の両方のレベルですぐれた研究開発を行っている。牛乳の 1905 年以来保管している信頼できる記録と遺伝子評価プログラムのおかげで、世界で最もすぐれた牛乳生産力を持つ家畜を生産しているという。

酪農保護政策

貿易が自由化される中で、1960 年以來、カナダにおける牛乳の生産量は、主にカナダ国内及び輸出用の需要をみたすのに必要なだけに調整されていた。「国内供給管理体制」とよばれるこの仕組みが、酪農保護の機能を果たしていた。「国内供給管理体制」では、生産ライセンスや関税を導入することで、国内で生産される乳製品の量と国内使用で販売される量を制限していた。カナダ

¹¹ カナダの酪農に関する統計データは、カナダ大使館 web より引用。

¹² カナダにおける酪農は、農業全体の売り上げで穀物、牛肉及び園芸に次ぐ第 4 位。また、酪農産業の全純益現金収入は 42 億ドル（全て 2002 年時点）。

¹³ 総輸出額、総輸入額に占める農産物のシェアは低下してきているものの、農産物の貿易額は増加傾向にある。

政府は、国内需供のアンバランスにより乳製品の生産者側から過剰供給が生じ、出荷が割り当て枠を過した場合に、生産者に対し高額な課徴金を課し、この課徴金を原資とした補助金を輸出業者に補助することによって過剰乳製品を輸出に向けてきたのであった。このような仕組みを通じて、結果的には酪農が保護されるかたちとなっていたのである。

しかしウルグアイ・ラウンド交渉の結果、1993年以降、この当該課徴金がWTO上「輸出補助金」とされたことから、1995年8月、カナダは当該課徴金を廃止せざるをえなかった。そこで今までの加工原料乳を見直して、新たに輸出向け乳製品などに利用される安価な加工用原料乳のクラスである「スペシャル・ミルク・クラス」を設定した。これは、国内消費向けの乳価より低く設定されているため、加工業者は国内価格を下回る価格で乳製品を輸出することができるというものである。この制度は、生産者の売上高最大化を目標として2つの市場（国内・国外）の間で出荷配分量を決定する結果、国内での販売量が抑制され、その分輸出量が増加することになり、輸出価格が低く抑えられる。この低い輸出価格は高い国内価格（国内販売からの収入増）により実現されているので、国内消費者が原資を負担していることになる。つまり、「スペシャル・ミルク・クラス制度」の価格差別は消費者の負担（厚生への低下）というロスが、輸出補助金に相当する効果を生み出すかたちで保護貿易政策としての機能を果たした。したがってWTOの協定の規律下にある通常の輸出補助金が政府の負担によるのに対して、「スペシャル・ミルク・クラス制度」の価格差別化は、消費者の負担に依ることから「消費者負担型輸出補助金」といえよう。

カナダは「スペシャル・ミルク・クラス制度」は政府が関与していないので保護政策ではないと強気であった。しかし、WTOのdispute（紛争）への申立国であるアメリカ・ニュージーランドは、制度変更後もWTOの制度にカナダは従っていないとした。

そしてパネルが設置されたが、カナダはこのパネル設置の内容に不満を示し上訴した。その結果、カナダの主張を支持する裁定が下された。これを受けてアメリカなどは、適切な手法で審査をやり直すよう再度パネル設置を要求し、2002年7月輸出補助金制度の実質的な温存を改めて認めるパネル報告書が出された。結局、この結果についてカナダは失望しつつもこの決定に従うべく、政策を修正する姿勢を示している。

保護政策の背景

カナダの酪農政策は供給管理制度の下で成り立ってきた。このため、WTOの交渉に臨むカナダは、常に自国の供給管理制度を保護することを至上命題とした。カナダにとって、多くの重要な栄養素が含まれた一種の完全食品であり、最も基礎的な食料の一つである生乳の潤沢な供給を確保することを目指す必要があった。カナダ政府は、生乳の国内供給を確保するため一定の自給率を維持することがのぞましいとしている。

また、カナダを含め他の国の酪農が穀物飼料と牧草の両方を基盤とし、国内市場志向の生乳を生産しているのに対し、ニュージーランドと豪州の酪農は、広大な草地基盤を活用した輸出志向の放牧酪農であり、生乳の生産費は極めて低くなっている。例えば、アメリカ、カナダ、欧州の乳価はニュージーランドの2倍、わが国のそれは4倍にも達する。このため、保護政策的な対応を行わない限り、乳製品の競争力に大きな格差の存在するオセアニアの農家とは価格面では競争できないのである。

3 他産業にみる輸入競合品との競争戦略

前章の考察より、農業政策は、食品という人間の生活に直結する要素を含むことから、その舵取りには独特の難しさがあり、日本に限らず、韓国やカナダも農業政策運営に苦慮している姿が明らかとなった。そして、単純に保護貿易的な対応をすることは、国策としては適切とはいえず、むしろ自国の厚生を引き下げる可能性も高い。そこで、農業のように諸外国との厳しい競争にさらされやすい産業で、保護政策があまりとられていないわが国の産業を参照することで、今後の米作およびコメ政策のあり方を議論していくために有意義なサジェスションを探っていくこととしよう。

3.1 わが国の繊維産業（アパレル産業）の戦略

私達は衣食住、この三要素を生活の基礎としている。日本人にとって、食としてのコメの需要が尽きないことと同様に、三要素の一つである衣服も、日本人のみならず人間が生活するにおいて欠かすことのできないものといえる。

過去には戦後、わが国の高度経済成長の原動力の役目を果たした主力産業の一つであった繊維産業（以下、おもにアパレル産業に注目していく）は、わが国が先進国への階段をめまぐるしいスピードで駆けあがっていく過程で、相反する形で急速に衰退していった。輸出産業として機械工業、自動車産業が成長していく中で、輸入自由化・輸入拡大の波に押され、アパレル産業は、次第にその生産・販売の場を失い、撤退を余儀なくされている。その一方で、アパレル産業の中でも、様々な創意と工夫をもって、世界との競争の中でたくましくビジネスを展開しているケースを忘れてはならない。まさに、このアパレル産業の歴史を紐解いていくことは、わが国の農業のこれからを考えていく上で、有益であると考えられる。ここでは、安い海外の商品に負けまいよう、わが国アパレル企業や政府が打ち出している対応策（戦略）と、これからのアパレル業界の動向を展望する。

アパレル産業の歴史

わが国の高度経済成長期の基礎を形成した繊維業界は、1950～1960年代にはわが国の輸出のリーディング産業として輸出の3割を占めるほどであった。この時代には、貿易における国際競争力の代理変数である、貿易国間の単位労働コストを比較してみても、わが国は繊維輸出国としての強い競争力を維持してきたことが知られている。しかし繊維産業は、87年にはすでにマイナス成長に転じてしまい、国内市場の3割以上を輸入に頼る、輸入超過産業へと大きく変貌している。2006年には、衣類の輸入が過去最高額を更新し、繊維品の貿易は中国を中心としたアジアにおける現地生産の拡大、わが国の景気回復に伴う個人消費の拡大に支えられて、アパレルなどを中心に、輸入が引き続き高水準で推移している¹⁴。

繊維産業の現況

アパレル（apparel）とは、衣服・衣料品という意味であるが、衣服はもともと、身を安全に保つために用いられ、実用面からの需要があった。しかし次第にファッションとしての衣服を人々は追及していくようになる。人々の生活が豊かになるにつれ、これまでの実用性重視からファッション性重視へと変化してきている。求める商品が変化するのならば、企業はその変化に対応する必要がある。常に変化が必要な産業であるといえる。

その規模を2002年の卸売規模でみると「繊維品卸売業」がおよそ5兆円、「衣服・身の回り品卸売業」がおよそ15兆円、わが国の卸売の合計額がおよそ413兆円で、そのおよそ4%、卸売業従業員数の7%を占めている。小売規模では「織物・衣服・身の回り品小売業」がおよそ11兆円で、

¹⁴ (社)日本貿易会による。なお、現在、対中国では1552億円の貿易赤字であり、鉄鋼や銅などの輸出が伸び、赤字額は減少したものの、アパレル輸入が堅調であったため、依然、貿易赤字は大きなものである。

わが国の小売業の合計額が約 135 兆円で、そのおよそ 8%、小売業従業員数の 9%を占めている¹⁵。これらの数字からもわかるとおり、わが国の繊維産業はマクロ的に見れば、「斜陽」産業であり、わが国経済全体に占めるシェアは縮小傾向にあり、規模自体も小さいものである。しかし、生活に与える影響は非常に大きいものといえるばかりでなく、人々の豊かさの変化にいち早く影響を与えうる重要な産業であることも忘れてはならないであろう。

繊維産業のひとつであるアパレル業界は、衣服の商品企画や素材の選択、製作から販売までのファッションビジネスを扱う業界である。そのアパレル産業の弱体化が近年顕著である。その原因は、中国を筆頭とした新興諸国が、安価で豊富な労働力と不動産を背景に高い競争力を有した結果、これらの国々からわが国へのアパレル関連商品の輸入が激増し、その結果としてアパレル産業に「価格破壊」現象が起こっているためである。天然繊維関連商品の輸入へのシフトも増える中、わが国のアパレル企業は非繊維事業への転換、事業の多角化、新合成繊維の開発などにしのぎを削っている。また、バブル崩壊以後の長引く不況にあって、多くの企業で売上げが減少している中、諸規制の緩和、人件費や不動産コストの低下により、外資系企業もわが国へと参入してくるなど、わが国のアパレル企業は激しい競争にさらされ続けている。各企業は生き残りをかけて、新しい価値を消費者に提供する必要に迫られている。このように、グローバル化の下での産業構造の変化と、グローバル化の波に押され、価格面では新興諸国に比べて相対的な優位性を見いだすことが不可能な中で、どのような対応をとることを通じて、アパレル企業はビジネスを行っているのだろうか。

ファッション大国イタリア

わが国のアパレル産業にふれる前に、まず、同じ G7 諸国のひとつであるイタリアの事例を考えていこう。いうまでもなく、イタリアは代表的なファッション大国である。とくに、D&G やグッチ、アルマーニなど世界的に知られるデザイナーブランドに代表される繊維工業は、主要な輸出産業のひとつである。現在も輸出超過の産業であり、それは国際市場で品質やデザイン面で非常に高く評価されていることを意味しているに他ならない。

では、なぜ、イタリアファッション産業がこのように発展しているのだろうか。結論を先取りしていえば、イタリアファッション産業は、内外との激しい競争によって、新たな企業価値を生み出すことに成功しているのである。そのメカニズムを簡単に説明していこう。まずは、その産業構造からである。この産業では、大企業ではなく、中小企業がこの産業の中心を担っている。職人企業といわれる非常に少人数で構成される企業が多く、全体としてみれば中小企業数が 99% を超え、従業員数は全体の 80% を超える。また、紡績、製織、染色の工程をそれぞれ専門化し、産地内での分業体制が整備されている。その特徴として、先行情報や生産計画予定の内示をもとに生産する見込み生産よりも、注文を受けてから製造を行う受注生産が圧倒的に多いことが挙げられる。また、高級で信頼性のあるブランドイメージを構築し、小売段階の販売情報を生産工程に反映させることで、商品の早期発注・納品を可能とするシステムにより、無駄な在庫を持たずにすむ一方、売れ筋商品の品切れも防ぐことのできる QR (Quick Response) を取り入れ、アフターサービスを充実させることにより差別化をはかっている。それぞれの企業が固有の市場を切り開こうと戦略を立てているといえる。更には、見本市に自社製品を出品することを通じて、販売業者や顧客の目を引くために、それぞれの企業が自社のマーケティング力や企画力の向上に力を入れている。政府の対応はというと、実は比較的輸入制限による保護をせず、独自に販路を探しリスク管理をすることを、企業自身に求めている。

では、わが国の場合はどうかというと、わが国もイタリア同様、中小企業がこの業態の主役である。しかし、イタリア企業と決定的に異なる点がある。それは、その独自性・自立性である。わが国の中小企業は「下請け」の性格が非常に強い。もっとも、ファッション産業の主な担い手が中小企業である事実は、イタリアとの類似点であり、それはむしろ強みといえるかもしれないが、現時点ではそのような強みが、わが国のアパレル中小企業にはあまりみられないのが実情である。

¹⁵ 経済産業省『商業統計表』による。

図表5 戦後日本アパレル史

年代	日本社会・政治	繊維・アパレル
1945 1950 1960	敗戦 高度経済成長期へ	合繊生産開始 スーパーの登場（53） 大量販売・流通革命へ
1970	大阪万博（70） ニクソンショックによる円高（71） 日米繊維交渉開始（71） 第一次オイルショック（73）	
1980	対米輸出規制 プラザ合意（85） 繊維輸入超過産業へ（87） バブル期へ	東京コレクション（85）
1990	東西ドイツ統一（90） ソ連崩壊（91） 湾岸戦争（91） FC 市場統合 CS 方式導入 地下鉄サリン事件（94,95） 阪神淡路大震災（95） 円高で百円割る IT 革命 金融ビッグバン（90年代末）	外資ブランド参入拡大 ファッション産業人材育成機構発足（92）
2000	9.11 事件（01） 狂牛病（01） 米イラク攻撃 日韓ワールドカップ（02） SARS 流行（02）	中国・ベトナム生産活発化 グローバルスタンダード発想 サマンサタバサの登場 ユニクロの台頭 SPA 拡大

（注）松尾（2004）などを基にして作成。

わが国アパレル企業の対策

グローバル化にともない、生産・製造拠点もコストのより低いところへ移ることは必然である。では、わが国のように資本・労働ともに高コストは避けられない環境の中で、企業がどのような対策を採っているのだろうか。

わが国アパレル企業も、価格面以外の付加価値を高めながら、新たな市場を開拓し、独自の商品を提供しようと努力している。たとえば、衣服は在庫のリスクが経営を圧迫する。これを避けるために、市場ニーズをいち早くキャッチして製品化に活かすために考えられて登場したのが“SPA”（Specialty store retailer of private label apparel）と呼ばれるビジネス手法である。アメリカのGAP やわが国のユニクロがSPAを採用している代表格の企業である。生産から小売までを自社で行い、市場の声をいち早く生産に反映して、在庫ロスなどのコストを削減する。また、原材料から生産、販売店までの各事業者が、在庫やニーズといった情報を共有するSCMという情報システムを用いることで、需要をきめ細かく予想し、在庫を可能な限り少なくすることにより、さらなるコスト削減を実現できる。ユニクロの場合、今年6月、東レと衣料開発・生産において提携すると発表した。商品開発の初期段階から共同で取り組み、ユニクロは最先端の生地を安定的に確保できる。また東レは、世界各地の工場にユニクロ専用の製造ラインを設け、ユニクロの海外進

出を後押しする¹⁶。両社は提携後、ユニクロが世界中で集めた流行予測の情報と店頭の販売データをもとに、共同で衣料品の企画などにあたる。5年後に売上が2000億円超に達する計画で、衣料品専門店と繊維の国内最大手同士が、素材開発から販売まで一貫した協力関係を築き、欧米アジアの衣料品大手に対抗する。

また、若い女性に人気を博しているサマンサタバサ(Samantha Thavasa Japan Limited)の場合は、顧客志向を追求した結果として顧客一人一人の満足を追求する戦略が特徴である。具体的には、2002年11月、海外高級ブランドショップが軒を連ねる銀座の並木通りにサマンサタバサ銀座店をオープンさせ、ワンランク上のブランドにふさわしいサービスを展開している。それは、セレブリティルームとオーダーメイドルームを設け、直接スタッフと相談しながら素材やデザインを決定し、オリジナルバッグをオーダーすることができるというもので、また、2004年10月には初のオーダーメイド専門店としてサマンサタバサ オートクチュールを青山にオープンしている。更には、そのデザインにおいても、世界的に有名な女優やモデルのデザインをコラボレーションという形で採用し、常に新鮮な商品展開を維持している。

わが国政府の対策

次に、政府はどのようにして、アパレル業界の活性化に取り組んでいるかについて言及していく。繊維産業では、現在、官民一体で、イタリアのように先進国でありながらアパレル輸出の盛んな国々に対抗できるような「世界ブランド」の育成を企図している。

具体例を挙げると、2005年秋から、東京都神宮外苑において「東京発 わが国ファッション・ウィーク(JFW)」が開催されている。これは、世界にわが国のファッションを紹介するものである。そもそもいまから20年前の1985年には、わが国のデザイナーがアピールする場として「東京コレクション」が始まったが、参加ブランドは次第に減り、海外はおろか、国内でもその存在を知る人は少なくなった。その改善策として、政府が3年間、15億円という事業費用を補助して立ち上げられたプロジェクトがJFWである。政府がファッションビジネスとしてのアパレル産業を重要と位置づけ、わが国独自の優れた生産技術・デザイン力が、高付加価値を生み出すことができると判断したのである。このような期待に応える取り組みとして、近年は、和食、和器、ゆかたといったわが国の伝統的なライフスタイルや工芸品を、アパレル生産・開発段階に導入しようという動きもますます増加してきている。さらには、気候風土の観点からも、アパレルの機能・在り方を見直したり、日本文化を再認識したりすることにより、わが国独自のファッションビジネスのチャンスが生まれることは、疑う余地もなく、官民一体的なプロジェクトであるJFWの成果が今後も大いに注目されている。

アパレル産業の現況

ユニクロやサマンサタバサのように、企業自身の努力によって、価格の不利を補う戦略がとられれば、その非価格競争力を武器に、最終的には、諸外国からの安価な製品の流入に対して、高付加価値品を提供していくことで差別化を図っていくことができるであろう。

イタリアがファッション大国として大成しているのは、企業自身が激しい競争の中で付加価値を提供しようと努力しているからだけではない。政府が自由主義政策を促し、干渉を極力なくして、競争の中から内生的に生まれてくるユーザーのニーズにあった高付加価値品を活力が生み出されているからであると考えられる¹⁷。

¹⁶ ユニクロは、これまで個別商品ごとに東レに生地などを発注しており、取引額は年数百億円に達する。

¹⁷ もちろん、この仕組みによって不利益をこうむる企業や労働者も少なくないことも注意すべきであろう。イタリアでは、国の経済政策転換、新所得政策、社会政策の改善を求め、経済成長と雇用の防衛を優先事項に、国内企業・労働者によるストライキが行われている。そのため、積極的な育成政策として、政府が研究や開発への財政面での支出の増加や、技術革新促進政策などの干渉をすることも、産業としての国際競争力を高めるために重要視されてきている。

4. むすびにかえて

本稿では、わが国のコメ保護を中心に、韓国のコメ、カナダの酪農保護政策の実態を考察し、繊維産業の競争戦略についてみてきた。ここまでの分析から、わが国のコメ作とコメ政策の将来について展望してみたい。

歴史に立ち返ってみると、日本人とコメの関係は非常に深いものであることが改めて認識される。弥生時代にはすでに稲の栽培は行われており、登呂遺跡には水田跡の遺跡が残っていた。そして、飛鳥時代には税がコメで納められるという制度が確立し、明治時代に地租改正が行われるまで税はコメで納められていた。また、稲作農地を広めるための争いが生じたり、コメ不作の年には一揆が起こるなど社会的不安の要素にもなった。昨今、コメはわが国の主食であるものの、日本人とコメのつながりは以前ほど強固ではなくなってきたという事実が指摘されてはいるものの、日本国民にとってコメが際だって重要な農作物であることは疑う余地はなからう。

各国におけるそのような特に重要な農作物に関しては、一般的に保護貿易政策がとられるケースが殆どである。本稿で取り上げた韓国のコメ、カナダの酪農が好例である。これらの国々に共通していえることは、その作物が主食または基礎的食料であり、それぞれの国の文化や風土に深く根ざした伝統をもったものであるということである。どの国でも、その作物を自給でまかないたいという考え方が根底にあるようである。そのため、GATT/WTO 時代においては、いずれの国もこの農業問題で頭を悩ませているのである。

これらの問題にたいする決定的な対処策が無いなかで、農業（コメ）貿易を完全自由化すべきであるかといえば、そう単純な話ではない。むしろ、GATT/WTO 交渉の流れの中で、貿易自由化のための農業保護削減が叫ばれている以上、ある程度の保護の度合いを緩和することは必要であろう。わが国で、コメ等にかけている現行の高関税のままというわけにはいくまい。

すなわち、程度の差こそあれ、将来的には保護の解除を進めていかざるをえないであろうことを考慮すると、国内マーケットで、輸入米対比で国産米が品質や味覚の部分で一層の相対的な優位性を有するようにしむけていく必要がある。そこで、かつてはわが国の主要産業であったが、輸入自由化・輸入拡大の波に押され、弱体化していったわが国の繊維産業の輸入品との競争で生き残るための戦略を参考に、何が必要なのかを探ってみた。すると、繊維産業では競争が促される結果、競争を通じて新たなノウハウを蓄積して、高収益・高成長に繋げている企業があることがわかった。とくに、アパレル産業の場合は、顧客ニーズを多面的に分析し、その結果を商品設計に綿密に反映させていることが多い。更には、アパレル企業が新たなビジネスを展開するための公的な育成・支援も行われている。

本稿では、紙幅の都合で詳細な検証はしなかったが、このようなノウハウやアイデアを農業分野にも応用させていくことが有意義であることが示唆された。農業分野へ、ある程度の競争が導入され、それを政府が積極的に支援していくことは、長期的な取り組みとはなるであろうが、農業全体が活気付き、農業交渉の一步前進へとつながっていく契機になるかもしれない。

繰り返しになるが、農業問題は一筋縄でいくような単純な問題ではない。輸出国・輸入国それぞれの立場、先進国・途上国それぞれの立場、各国の農業制度、政治的なしがらみ、そして農業に対するそれぞれの国の思いといった複雑な問題が交錯している。こうした問題を簡潔に解決することは不可能であろう。しかし、各国が自国の利益だけを考えるのではなく、世界経済の持続的かつ安定的な経済発展を望むとき、各国の協調的な対応が必須であろう。凍結された WTO 交渉が再開し、わが国が中心となって、こうした流れに向かうことを期待したい。そして、世界各国がどういった譲歩を行うことが世界の経済発展に結びついていくことになるのかについて、今後も研究を進めていくことが重要であると考えている。

参考文献

書籍・論文・統計資料

- 伊丹敬之（2001）『日本の繊維産業 なぜ、これほど弱くなってしまったのか』、NTT出版
- 伊藤元重（2002）『日本の食糧問題を考える』、NTT出版
- 伊藤元重（2005）『ゼミナール 国際経済入門 改訂3版』、日本経済新聞社
- 小澤健二（2002）『NAFTA 10年の農業政策がカナダの王行に与えた影響』
- 小澤健二（2004）『コメの国際市場』、新潟日報事業社
- 環日本海経済研究所（2005）『現代韓国経済? 進化するパラダイム』、倉持和雄編 『韓国農業の現実』、日本評論社
- 木下順子、鈴木宣弘（2002）『輸出国家貿易による「隠れた」輸出補助金効果について』、『農林水産製作研究所』レビューNo.3
- 経済産業省（各年）『商業統計表』
- 食糧制度研究会（2004）『わかりやすい食糧法等改正 Q&A - コメ関税化措置への切換え - 』、大成出版社
- ジェトロ（各年）『日本の商品別貿易』
- 鈴木宣弘（2001）『驚くべきカナダの乳価形成システム』、『J - M I L K 』
- 鈴木宣弘（2005）『WTOの枠組みと合意と農業・酪農』、『社団法人・中央酪農会議』
- 曾田陽久（2006）『韓国農業の展開と戦略』、『FTA・WTO プロジェクト』第2号
- 田代洋一（2004）『WTOと日本農業』、筑波書房
- 田村次郎（2006）『WTOガイドブック』、弘文堂
- 農林水産省（2006）『米穀の需給及び価格の安定に関する基本指針』
- 日本関税協会（各年）『外国貿易概況』
- 日本ファッション教育振興協会教材開発委員会（1999）『ファッションビジネス概論』、日本ファッション教育振興会
- 日本貿易会国際調査グループ（2006）『日本貿易の現状 2006年版』、日本貿易会
- 服部信司（2004）『WTO 農業交渉 2004 - 主要・日本の農政改革と WTO 提案 - 』、財団法人農林統計協会
- 樋口英俊（2000）『カナダの乳価制度問題、WTO提訴国と合意』、『A L I C W E E K L Y 』
- 福島栄一監修（1997）『解説 米国ウルグアイ・ラウンド協定法』、日本貿易振興会
- 松尾武幸編（2004）『最新版 図解アパレル業界ハンドブック』、東洋経済新報社
- みずほ総合研究所（2006）『凍結された WTO ドーハ・ラウンド交渉～交渉再開に向けた見通し～』、『みずほ政策インサイト』
- 山下一仁（2004）『国民と消費者重視の農政改革』、東洋経済新報社
- ユン・ヨンホ（2005）『米関税化猶予 10年延長』mimeo
- 綿谷勉夫（2000）『コメをめぐる国際自由化交渉 - 日本はどう対応するか - 』、農林統計協会
- 渡邊頼純（2003）『WTOハンドブック 新ラウンドの課題と展望』、日本貿易振興会
- 渡辺裕一郎（2001）『カナダ生産者団体、酪農制度への異議に反撃姿勢』、『A L I C W E E K L Y 』
- Fukuda, Dyck, and Stout（2003）“Rice Sector Policies in Japan.” United States Department of Agriculture, *Electronic Outlook Report from the Economic Research Service*, 0303-01.
- Wailes, Eric（2004）“Rice: Global Trade, Protectionist Policies, and the Impact of Trade Liberalization.” In Aksoy and Beghin（eds.） *Global Agricultural Trade and Developing Countries*, World Bank.

Web

- カナダ大使館（<http://www.canadanet.or.jp>）
- 経済産業省（<http://www.meti.go.jp>）
- 韓国外交通商部（<http://fta.go.kr>, in Korean）
- 韓国国立農産物品質管理院（<http://www.naqs.go.kr>, in Korean）
- 韓国統計省（<http://kosis.nso.go.kr>, in Korean）
- 韓国農林省 『農林業主要統計 2003』
- 韓国農水産物流通公社（<http://www.kati.net>, in Korean）
- 韓国農水産物流通情報（<http://www.kamis.co.kr>, in Korean）
- サマンサタバサジャパンリミテッド（<http://www.samantha.co.jp>）

総務省 (<http://www.soumu.go.jp>)
中央酪農会議 (<http://www.dairy.co.jp>)
畜産情報ネットワーク (<http://lin.lin.go.jp>)
DAIRY OUTLOOK (<http://dairyoutlook.aers.psu.edu>)
東京農業大学 (<http://www.nodai.ac.jp>)
農林水産省 (<http://www.maff.go.jp>)
農林水産政策研究所 (<http://www.primaff.affrc.go.jp>)
日本酪農乳業協会 (<http://www.j-milk.jp>)
ファーストリテイリング社 (<http://www.uniqlo.co.jp>)
YOMIURI ONLINE (<http://www.yomiuri.co.jp>)
ラジオ NIKKEI KJnet (<http://market.radionikkei.jp>)